

答 申 書

知立市国民健康保険運営協議会

令和 8 年 2 月 3 日

知立市長 石川 智子 様

知立市国民健康保険運営協議会

会 長 清水 弘



知立市国民健康保険税の改正について（答申）

令和 7 年 1 0 月 1 0 日付け知国第 1 4 8 号にて諮問のありましたこのことについて、本協議会で審議した結果を下記のとおり答申します。

記

1. 国民健康保険税の改正について

（審議結果）

（1）課税額（税率等）の検証について

○基礎課税額（医療給付費分）、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額について

令和 8 年度については、以下のとおりとするのが適当です。

- | | |
|------------|-------|
| ・ 所得割率 | 前年度同率 |
| ・ 被保険者均等割額 | 前年度同額 |
| ・ 世帯別平等割額 | 前年度同額 |

○子ども・子育て支援納付金課税額について

令和 8 年度については、以下のとおりとするのが適当です。

- | | |
|------------------|-------------|
| ・ 所得割率 | 100 分の 0.29 |
| ・ 被保険者均等割額 | 1,300 円 |
| ・ 18 歳以上被保険者均等割額 | 100 円 |
| ・ 世帯別平等割額 | 800 円 |

○軽減判定所得基準額について

令和8年3月末の地方税法施行令の改正により国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準が引き上げられる見込みであることから、令和8年度の所得の基準を以下のとおりとするのが適当です。

- ・ 5割軽減の対象となる所得の基準は、被保険者等の数に乗すべき金額を30.5万円から31万円に改める
- ・ 2割軽減の対象となる所得の基準は、被保険者等の数に乗すべき金額を56万円から57万円に改める

○課税限度額について

令和8年3月末の地方税法施行令の改正により基礎課税額（医療給付費分）の課税限度額が引き上げられ、子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額が定められる見込みであることから、令和8年度の課税限度額を以下のとおりとするのが適当です。

- ・ 基礎課税額（医療給付費分）の課税限度額を66万円から67万円に改める
- ・ 子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額を3万円とする

（検討内容）

令和8年度国民健康保険事業費納付金の本算定結果にて愛知県より示された納付金額は、引き続き被保険者数は減少するものの、医療の高度化などの影響や診療報酬のプラス改定により、1人あたり医療費の増加が見込まれていることと併せて、令和8年度より子ども・子育て支援納付金が導入されることに伴い、令和7年度に比べて約6,000万円の増加となりました。国民健康保険制度の安定的な運営を図るため、令和6年度及び7年度においては税率の引き上げを行いました。令和8年度においては、過年度の剰余金を基金より繰入れすることにより税率等を据え置き、子ども・子育て支援納付金課税額については、県の示す市町村標準税率により決定することが適用であると判断しました。また、軽減判定基準所得額及び課税限度額については、地方税法施行令の改正に合わせて、速やかに適用する必要があると判断しました。

2. 附帯意見

国保税の収納率を向上させることは、制度の公平性を保つ上で非常に重要であり、引き続き重点的に取り組む必要があると考えます。

持続的かつ安定的な制度となるよう国や愛知県の動向に注視し、被保険者の負担と国保財政のバランスを考慮して、今後も適切な制度運営に努めてください。